

令和七年三月二十四日付け広島県報（定期）第二十三号に登載の広島県人事委員会規則第十二号（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則）の一部を次のように訂正する。

人事委員会事務局公務員課長

ページ	行	正	誤
七一	改正後の欄の後ろから八行目	規則第二十八条	規則第二十八条